

国土交通省共済組合貸付概要一覧 (H25. 1. 1現在)

貸付の種類	貸付限度額 ^{注1}	返済期間	年利 ^{注3}	貸付事由	(備考)	上段申込時添付書類/下段事後提出書類	補足	
普通貸付	一般貸付 <small>注2</small> 月収額の6月分相当額	90月以内	4. 26%	日常生活における臨時的支出	—	借用証書	<small>注5</small> 組合員期間が6月以上の者(医療貸付及び災害貸付については、この限りではない) 元金均等返済のみで元利均等返済は不可	
	物資貸付 月収額の6月分相当額	90月以内		物資の購入に要する費用の支出	★購入単価2万円以上かつ合計金額が10万円以上の耐久消費財等の購入費用(転売、投資目的不可)	契約書、見積書の写 ^{注4}		借用証書 領収書等
	特認貸付 月収額の6月分相当額(原則) 本部が決定	90月以内(原則) 本部が決定		他の貸付事由に属さず、本部長が特に必要と認める事由	★事例毎に支部長から本部長へ上申し、個別に本部長の承認を要する(要事前調整)	本部長が指示する書類 借用証書 本部長が指示する書類		借用証書 領収書等
特別貸付	教育貸付 <small>注2</small> 月収額の14月分相当額 ※1回毎の貸付について月収額の6月分相当額	140月以内	2. 96%	教育に要し、学校等教育機関に対して直接支払う費用の支出(組合員、被扶養者、被扶養者以外の組合員の子)	★入学金、授業料等(制服代等業者へ支払う費用、寮費、ホムスジ費用、クラブ費用、PTA会費等は除く)	入学許可書、在学証明書、請求書等の写(教育機関へ直接支払う書表が確認可能な範囲) [網]	期末手当(6,12月)返済併用可能(貸付金額の1/2の範囲) 貸付翌月から返済開始(利息は貸付翌月から返済最終月まで徴収、但し、貸付月に全部の弁済をした場合は1月分の利息を徴収) ※任意継続組合員及び継続長期組合員は貸付不可	
	結婚貸付 月収額の6月分相当額	90月以内		結婚に要する費用の支出(組合員、被扶養者、被扶養者以外の組合員の子)	★披露宴、結婚式、新婚旅行に要する費用、結納金等(列席者の旅費、新居の引越費用等は除く)	結婚の事実を確認する書類の写 契約書、見積書の写 ^{注4} [網]		
	医療貸付 月収額の12月分相当額	120月以内		医療に要する費用の支出(組合員、被扶養者、被扶養者以外の組合員の配偶者、子、父母、義父母)	★出産(医療行為を伴うものを除く)費用、美容整形等の費用、老人施設等福祉施設に支払う費用等は除く	診断書、処方箋等の写 契約書、見積書の写 [網]		
	葬祭貸付 月収額の6月分相当額	90月以内		葬祭に要する費用の支出(被扶養者、被扶養者以外の組合員の配偶者、子、父母、義父母)	★生前に準備する組合員自身の墓地、墓石、戒名に要する費用、列席者の旅費、仏壇購入費用等は除く	死亡診断書、埋火葬許可書等の写 契約書、見積書の写 [網]		
	災害貸付 月収額の12月分相当額(新規最低保障70万円)	120月以内 12月以内据置可 ※利息は毎月徴収		災害時に住居、家財に被災した際の支出(組合員、被扶養者、被扶養者以外の組合員の配偶者、子、父母、義父母)	★一般的な交通事故、盗難により被害を被った場合や被災事実を客観的に証明できない場合は除く	罹災証明書(公的証明書)等の写 契約書、見積書の写 [網]		

注1 貸付限度額＝同じ種類の貸付について、従前に貸付を借り受けた分を完済していない場合は、その貸付残高を貸付限度額から差し引きます。
 注2 月収額＝貸付金申込時点の俸給、俸給の特別調整額(本府省業務調整手当は除く)、初任給調整手当、扶養手当、研究員調整手当及び地域手当の合計額です。
 注3 年利＝貸付を借り受けた(貸付金交付)時点の利率が、返済期間中全期間に渡って固定されます。
 注4 契約書、見積書の写＝費用内訳、相手方(支払先)、支払期限等が確認できる書類を指します。
 ※写しを提出する場合は、所属所長又は担当者の原本証明が必要となります。
 注5 組合員期間＝引き続き組合員期間であり、再任用職員は当該再任用に係る期間、独立行政法人役員は当該役員に係る期間のみとなります。
 注6 [網]＝組合員以外に係る費用に対する貸付の場合、被扶養者であれば組合員証(写)、被扶養者以外の場合は続柄を証明する書類が必要となります。
 注7 借入れの申込みの時に於いて、自己の都合により退職した場合に国家公務員退職手当法により算定された退職手当に相当する額です。

原則として、支払った後の費用に対する貸付は行いません。費用を支払う前にご相談下さい。
報酬からの弁済のみを行う場合 報酬からの弁済額(弁済元金に支払利息を加えた額、以下同じ)の合計額が俸給に100分の30を乗じて得た額を超えるときは貸付けを行うことができません。
報酬及び期末手当等からの弁済を行う場合 弁済額の合計額が次のイ又はロに該当する場合は貸付けを行うことができません。
イ 報酬からの弁済額の合計額が俸給に100分の25を乗じて得た額を超えるとき
ロ 期末手当等からの弁済額の合計額が俸給に100分の150を乗じて得た額をこえるとき

◎上記は概要です。詳細は共済組合各支部及び各所属所貸付担当へお問い合わせ下さい。